

## 新旧対照表

改正案	現行																														
<p>生活関連等施設の安全確保の留意点 (平成 <u>27</u>年<u>4</u>月)</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点（目次）</p> <table> <tr><td>1. 総務省関係</td><td>1</td></tr> <tr><td>2. 総務省消防庁関係</td><td>3</td></tr> <tr><td>3. 文部科学省関係</td><td>5</td></tr> <tr><td>4. 厚生労働省関係</td><td>7</td></tr> <tr><td>5. 農林水産省関係</td><td><u>17</u></td></tr> <tr><td>6. 経済産業省関係</td><td>21</td></tr> <tr><td>7. 国土交通省関係</td><td>30</td></tr> <tr><td>8. 原子力規制庁関係</td><td>38</td></tr> </table> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点 平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 総務省</p>	1. 総務省関係	1	2. 総務省消防庁関係	3	3. 文部科学省関係	5	4. 厚生労働省関係	7	5. 農林水産省関係	<u>17</u>	6. 経済産業省関係	21	7. 国土交通省関係	30	8. 原子力規制庁関係	38	<p>生活関連等施設の安全確保の留意点 (平成 <u>17</u>年<u>8</u>月)</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点（目次）</p> <table> <tr><td>1. 総務省関係</td><td>1</td></tr> <tr><td>2. 総務省消防庁関係</td><td>3</td></tr> <tr><td>3. 文部科学省関係</td><td>5</td></tr> <tr><td>4. 厚生労働省関係</td><td><u>14</u></td></tr> <tr><td>5. 農林水産省関係</td><td><u>24</u></td></tr> <tr><td>6. 経済産業省関係</td><td><u>30</u></td></tr> <tr><td>7. 国土交通省関係</td><td><u>44</u></td></tr> </table> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点 平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 総務省</p>	1. 総務省関係	1	2. 総務省消防庁関係	3	3. 文部科学省関係	5	4. 厚生労働省関係	<u>14</u>	5. 農林水産省関係	<u>24</u>	6. 経済産業省関係	<u>30</u>	7. 国土交通省関係	<u>44</u>
1. 総務省関係	1																														
2. 総務省消防庁関係	3																														
3. 文部科学省関係	5																														
4. 厚生労働省関係	7																														
5. 農林水産省関係	<u>17</u>																														
6. 経済産業省関係	21																														
7. 国土交通省関係	30																														
8. 原子力規制庁関係	38																														
1. 総務省関係	1																														
2. 総務省消防庁関係	3																														
3. 文部科学省関係	5																														
4. 厚生労働省関係	<u>14</u>																														
5. 農林水産省関係	<u>24</u>																														
6. 経済産業省関係	<u>30</u>																														
7. 国土交通省関係	<u>44</u>																														

改正案	現行
<p>1. 施設の種類 電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備（国民保護法施行令第27条第5号）</p>	<p>1. 施設の種類 電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備（国民保護法施行令第27条第5号）</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4. 所管省庁の連絡先 総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 <u>安全・信頼性対策室</u> 電話 03-5253-<u>5862</u> FAX 03-5253-5863</p>	<p>4. 所管省庁の連絡先 総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 電話 03-5253-<u>5858</u> FAX 03-5253-5863</p>
<p>生活関連等施設の安全確保の留意点  平成<u>27</u>年<u>4</u>月 総務省</p>	<p>生活関連等施設の安全確保の留意点  平成<u>17</u>年<u>8</u>月 総務省</p>
<p>1. 施設の種類 国内放送を行う放送局の無線設備（国民保護法施行令第27条第6号）</p>	<p>1. 施設の種類 国内放送を行う放送局の無線設備（国民保護法施行令第27条第6号）</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>

改正案	現行
<p>4. 所管省庁の連絡先            総務省 <u>情報流通行政局</u> 地上放送課            電話 03-5253-<u>5793</u>            FAX 03-5253-5794</p>	<p>4. 所管省庁の連絡先            総務省 <u>情報通信政策局</u> 地上放送課            電話 03-5253-<u>5792</u>            FAX 03-5253-5794</p>
<p style="text-align: center;">生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 総務省消防庁</p>	<p style="text-align: center;">生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 総務省消防庁</p>
<p>1. 施設の種類            危険物の取扱所等（製造所、貯蔵所及び取扱所）            （国民保護法施行令第27条第10号、第28条第1号）</p>	<p>1. 施設の種類            危険物の取扱所等（製造所、貯蔵所及び取扱所）            （国民保護法施行令第27条第10号、第28条第1号）</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3. 安全確保の留意点            (1) (略)            (2) 武力攻撃事態等における留意点  <b>【都道府県知事】</b>            • 特に、2(1)及び(2)の施設については危険</p>	<p>3. 安全確保の留意点            (1) (略)            (2) 武力攻撃事態等における留意点  <b>【都道府県知事】</b>            • 特に、2(1)及び(2)の施設については危険</p>

改正案	現行
<p>性の高さに鑑み、留意点の周知の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化するよう、管理者へ要請すること。</li> <li>・ 都道府県公安委員会又は海上保安部長等に対し、速やかに立ち入り制限区域の指定を要請すること。</li> <li>・ 消防法第12条の3にもとづき、危険物施設の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。</li> <li>・ 国民保護法第103条第3項第2号にもとづき、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動又は消費の一時禁止又は制限を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。</li> <li>・ 消防法第16条の3第3項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。</li> </ul>	<p>性の高さに鑑み、留意点の周知の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化するよう、管理者へ要請すること。</li> <li>・ 都道府県公安委員会又は海上保安部長等に対し、速やかに立ち入り制限区域の指定を要請すること。</li> <li>・ 消防法第12条の3にもとづき、危険物施設の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限を検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。</li> <li>・ 国民保護法第103条第3項第2号にもとづき、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動又は消費の一時禁止又は制限を検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。</li> <li>・ 消防法第16条の3第3項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。</li> </ul>

改正案	現行
<p><b>【事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化すること。</li> <li>・ 消防法第16条の3第1項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずること。</li> <li>・ <u>消防法第16条の3第2項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故を発見した者は、直ちにその旨を消防署、市町村長の指定した場所、警察署又は海上警備救難機関に通報すること。</u></li> </ul>	<p><b>【事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化すること。</li> <li>・ 消防法第16条の3第1項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずること。</li> </ul>
<p>4 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>4 (略)</p> <p><u>生活関連等施設の安全確保の留意点</u></p> <p style="text-align: right;"><u>平成17年8月</u> <u>文部科学省</u></p> <p>1. 施設の種類</p> <p>試験研究用原子炉施設、核燃料物質の使用施設、核原</p>

改正案	現行
	<p><u>料物質の使用施設、試験研究用原子炉設置者及び核燃料物質使用者等から運搬を委託された者、試験研究用原子炉設置者及び核燃料物質使用者から核燃料物質の貯蔵（使用済み燃料の貯蔵を除く）を委託された受託貯蔵者（国民保護法施行令第28条第5項、第6項）</u></p> <p><u>2. 施設の特性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を取り扱っている。核燃料物質はプルトニウム・ウラン・トリウム等であり、原子炉の燃料及び試験分析用等に使用されている。また、プルトニウム・ウランは核兵器等に転用される可能性がある。</u></li> <li><u>・ 核原料物質及び核原料物質によって汚染された物を取り扱っている。核原料物質は、ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であり、試験分析用等に使用されている。</u></li> </ul> <p><u>3. 安全確保の留意点</u></p> <p><u>(1) 試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者、核原料物質使用者及び試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者から核燃料物質の貯蔵（使用済み燃料の貯蔵を除く）を委託された受託貯蔵者は、原子炉等規制法</u></p>

改正案	現行
	<p>に基づく技術上の基準等を遵守すること。特に、核燃料物質等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>核燃料物質及び核原料物質等の管理状況の確認の徹底</u></li> <li>② <u>周辺監視区域及び管理区域への出入り管理の徹底</u></li> <li>③ <u>武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内及び文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認</u></li> </ul> <p>(2) 試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者及びこれらの者から核燃料物質の貯蔵（使用済み燃料の貯蔵を除く）を委託された受託貯蔵者のうち、原子炉等規制法に基づく防護対象特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、(1)の留意点に加えて、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実に行うこと。特に以下の点について徹底すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>文部科学省及び治安当局等の関係機関との平素からの緊密な連携</u></li> <li>② <u>武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内及び文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認</u></li> </ul>

改正案	現行
	<p>③ 防護区域等の巡視及び監視の実施      ④ 防護区域等への人の出入り管理      ⑤ 核物質防護設備の点検及び整備      ⑥ 防護対象特定核燃料物質の管理      ⑦ 防護対象特定核燃料物質の防護のための措置に関する情報の管理      ⑧ その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備</p> <p>(3) 試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者及びこれらの者から運搬を委託された者（文部科学省所管の施設のものに限る）は、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の運搬を行う場合、原子炉等規制法に基づく技術上の基準を遵守すること。特に、核燃料物質等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について留意すること。</p> <p>① 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内及び文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認</p> <p>4. 所管省庁の連絡先      文部科学省 科学技術・学術政策局原子力安全課原子</p>

改正案	現行
<p>生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>27</u> 年 <u>4</u> 月 文部科学省</p> <p>1. 施設の種類</p> <p>細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）</p> <p>2. 施設の特性</p> <p>(1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下、生物剤等）を保有している施</p>	<p><u>力規制室</u>  <u>電話：03-6734-3926</u>  <u>FAX：03-6734-4037</u></p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>17</u> 年 <u>8</u> 月 文部科学省</p> <p>1. 施設の種類</p> <p>細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）</p> <p>2. 施設の特性</p> <p>(1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する <u>生物剤、毒素</u>（以下、生物剤等）を保有し</p>

改正案	現行
<p>設。</p> <p>(2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので<u>文部科学省・文化庁国民保護計画別表に示すものとする。</u></p>	<p>ている施設。</p> <p>(2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので別表に示すものとする。</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>1. 人に病原性を有する微生物及び毒素</u></p> <p><u>(1) ウイルス</u></p> <p><u>痘そうウイルス、重症急性呼吸器症候群（S A R S）コロナウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、ウエストナイルウイルス、ニパウイルス、Bウイルス、狂犬病ウイルスサル痘ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、ハンタウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ホワイトボックスウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、</u></p>

改正案	現行
	<p><u>リッサウイルス</u></p> <p>(2) 細菌（クラミジア、リケッチアを含む。）</p> <p><u>炭疽菌、Q熱菌、コレラ菌、壊死熱リケッチア、赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、野兎病菌、日本紅斑熱リケッチア、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、ジフテリア菌、腸管出血性大腸菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ</u></p> <p>(3) 真菌</p> <p><u>コクシジオイデス・イミチス</u></p> <p>(4) 原生動物</p> <p><u>単包条虫又は多包条虫、オリエンチアツツガムシ、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫</u></p> <p>(5) 毒素</p> <p><u>ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、赤痢菌毒素、デアセトキシスシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コノトキシン、T-2トキシン、HT-2トキシン</u></p>

改正案	現行
<p>生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 厚生労働省</p> <p>1. 施設の種類 水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池（国民保護法施行令第27条第3号）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p><u>ン、テトロドトキシン、ビスカムアルバムレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン</u></p> <p><u>2 家畜に対して病原性を有する生物剤</u> <u>牛疫ウイルス、牛肺疫菌、口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス</u></p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 厚生労働省</p> <p>1. 施設の種類 水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池（国民保護法施行令第27条第3号）</p> <p>2～4 （略）</p>

改正案	現行
生活関連等施設の安全確保の留意点（毒物劇物を取扱う施設）  平成 <u>27</u> 年 <u>4</u> 月 厚生労働省	生活関連等施設の安全確保の留意点（毒物劇物を取扱う施設）  平成 <u>17</u> 年 <u>8</u> 月 厚生労働省
1. 施設の種類 毒物劇物取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第2号）  2～4 （略）	1. 施設の種類 毒物劇物取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第2号）  2～4 （略）
生活関連等施設の安全確保の留意点（毒劇薬を取り扱う施設）  平成 <u>27</u> 年 <u>4</u> 月 厚生労働省	生活関連等施設の安全確保の留意点（毒劇薬を取り扱う施設）  平成 <u>17</u> 年 <u>8</u> 月 厚生労働省

改正案	現行
<p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。</u>なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸收され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与えるおそれがある医薬品である。</li> <li>・ 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。</li> </ul> <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項 (法令に規定されている事項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。(法第48条第1項)</li> <li>・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。(法第48条第2項)</li> </ul> </li> </ul> <p>(その他留意すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒薬および劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬</li> </ul>	<p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>薬事法</u>第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸收され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与えるおそれがある医薬品である。</li> <li>・ 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。</li> </ul> <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項 (法令に規定されている事項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。(薬事法第48条第1項)</li> <li>・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。(薬事法第48条第2項)</li> </ul> </li> </ul> <p>(その他留意すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒薬および劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬</li> </ul>

改正案	現行
<p>および劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。(平成13年4月23日医薬局長通知 医薬発第418号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。(同上)</li> <li>・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。(同上)</li> <li>・ 平素から厚生労働省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める。</li> <li>・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。</li> <li>・ 武力攻撃災害等を回避するため、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。</li> </ul> <p>○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防及び警察、海保（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。</li> </ul>	<p>および劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。(平成13年4月23日医薬局長通知 医薬発第418号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。(同上)</li> <li>・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。(同上)</li> <li>・ 平素から厚生労働省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める。</li> <li>・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。</li> <li>・ 武力攻撃災害等を回避するため、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。</li> </ul> <p>○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防及び警察、海保（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。</li> </ul>

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送などの対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。</li> <li>・ 盗難・流出等を防ぐための措置を可能な限り講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送などの対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。</li> <li>・ 盗難・流出等を防ぐための措置を可能な限り講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。</li> </ul>
<p>○ その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒物又は劇物を取扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素又は生物剤を取扱う製造所等においては、毒素又は生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。</li> <li>・ 毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするために、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。</li> <li>・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。</li> </ul>	<p>○ その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒物又は劇物を取扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素又は生物剤を取扱う製造所等においては、毒素又は生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。</li> <li>・ 毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするために、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。</li> <li>・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。</li> </ul>

4 (略)

4 (略)

改正案	現行
<p>生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤・毒素等を取扱う施設）</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>27</u> 年 <u>4</u> 月 厚生労働省</p> <p>1. 施設の種類          細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素を取扱う施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）。</p> <p>2. 施設の特性          (1) (略)          (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので <u>厚生労働省国民保護計画別添</u> に示すものとする。</p> <p>3. 安全確保の留意点          (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類</p>	<p>生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤・毒素等を取扱う施設）</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>17</u> 年 <u>8</u> 月 厚生労働省</p> <p>1. 施設の種類          細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素を取扱う施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）。</p> <p>2. 施設の特性          (1) (略)          (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので <u>別表</u> に示すものとする。</p> <p>3. 安全確保の留意点          (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類</p>

改正案	現行
<p>(以下「B S L」という。) 等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（<u>厚生労働省国民保護計画別添に掲げる病原体等のB S L及びB S Lに応じた措置</u>については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること）。</p>	<p>(以下「B S L」という。) 等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（病原体等のB S L及びB S Lに応じた措置については、<u>別表および国立感染症研究所病原体等安全管理規程（国立感染症研究所バイオセーフティ管理室ホームページ</u>  <a href="http://www0.nih.go.jp/niid/Biosafety/kanrikitei/kanrikitei-bunyo.html">http://www0.nih.go.jp/niid/Biosafety/kanrikitei/kanrikitei-bunyo.html</a>）に準拠すること）。</p>
(2) (略)	(2) (略)
<p>4. 所管省庁の連絡先  <b>【国立感染症研究所に関する連絡先】</b></p>	<p>4. 所管省庁の連絡先  <b>【国立感染症研究所に関する連絡先】</b></p>
<p>厚生労働省大臣官房厚生科学課      電話 03-3595-2171      FAX 03-3503-0183</p>	<p>厚生労働省大臣官房厚生科学課      電話 03-3595-2171      FAX 03-3503-0183</p>
<p><b>【診療所に関する連絡先】</b>      厚生労働省医政局総務課      電話 03-3595-2189      FAX 03-3501-2048</p>	<p><b>【診療所に関する連絡先】</b>      厚生労働省医政局総務課      電話 03-3595-2189      FAX 03-3501-2048</p>

改正案	現行
<p>【病院に関しての連絡先】</p> <p>厚生労働省医政局 <u>地域医療計画課</u></p> <p>電話 03-3595-2194</p> <p>FAX 03-3503-8562</p>	<p>【病院に関しての連絡先】</p> <p>厚生労働省医政局 <u>指導課</u></p> <p>電話 03-3595-2194</p> <p>FAX 03-3503-8562</p>
<p>【医薬品産業に関しての連絡先】</p> <p>厚生労働省医政局経済課</p> <p>電話 03-3595-2421</p> <p>FAX 03-3507-9041</p>	<p>【医薬品産業に関しての連絡先】</p> <p>厚生労働省医政局経済課</p> <p>電話 03-3595-2421</p> <p>FAX 03-3507-9041</p>
<p>【衛生検査所に関しての連絡先】</p> <p>厚生労働省医政局 <u>地域医療計画課</u> 医療関連サービス室</p> <p>電話 03-3595-<u>2194</u></p> <p>FAX 03-3507-9041</p>	<p>【衛生検査所に関しての連絡先】</p> <p>厚生労働省医政局 <u>経済課</u> 医療関連サービス室</p> <p>電話 03-3595-<u>2421</u></p> <p>FAX 03-3507-9041</p>
<p>【保健所・地方衛生研究所に関しての連絡先】</p> <p>厚生労働省健康局 <u>がん対策・健康増進課</u> 地域保健室</p> <p>電話 03-3595-2190</p> <p>FAX 03-<u>3502-3099</u></p>	<p>【保健所・地方衛生研究所に関しての連絡先】</p> <p>厚生労働省健康局 <u>総務課</u> 地域保健室</p> <p>電話 03-3595-2190</p> <p>FAX 03-<u>3503-8563</u></p>
<p>【ワクチン・抗毒素に関しての連絡先】</p> <p>厚生労働省 <u>健康局結核感染症課</u></p>	<p>【ワクチン・抗毒素に関しての連絡先】</p> <p>厚生労働省 <u>医薬食品局血液対策課</u></p>

改正案	現行
<p>電話 03-3595-<u>2257</u>  FAX 03-<u>3581-6251</u></p>	<p>電話 03-3595-<u>2395</u>  FAX 03-<u>3507-9064</u></p>
<p>【医薬品製造所に関する連絡先】  厚生労働省医薬食品局審査管理課  電話 03-3595-2431  FAX 03-3507-9535</p>	<p>【医薬品製造所に関する連絡先】  厚生労働省医薬食品局審査管理課  電話 03-3595-2431  FAX 03-3507-9535</p>
(削除)	<p>(別表)</p> <p><u>生物剤等リスト及びBSL</u></p> <p><u>生物剤等については、平成16年7月23日付、内閣官房発文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省担当官宛「生物剤等のリストの今後の取扱いについて」による。</u></p> <p><u>これに記載のない生物剤等については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程等を参考にされたい。</u></p> <p>レベル1 (1) <u>通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。</u>  (2) <u>一般外来者の立入りを禁止する必要はな</u></p>

改正案	現行
	<p>い。</p> <p>1. ウィルス :</p> <p>2. 細 菌 : ヒトに重篤な疾患を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を起こす可能性のないもの。</p> <p>3. 真 菌 :</p> <p>4. 原生動物 :</p> <p>5. 毒素 :</p> <p>6. 家畜に病原性を有する生物剤 : ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性がなく、伝播の危険性もないもの。</p> <p>レベル2 (1) 通常の微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。</p> <p>(2) エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学用安全キャビネットの中で行う。</p> <p>(3) 実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。</p> <p>1. ウィルス : 重症急性呼吸器症候群 (SARS) コロナウィルス、デング熱ウィルス、日本脳炎ウィルス、狂犬病ウィルス、サル痘ウィルス、高病原性トリインフルエンザウィルス、リン</p>

改正案	現行
	<p><u>パ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、</u></p> <p><u>2. 細菌：コレラ菌、赤痢菌、ボツリヌス菌、ジフテリア菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ、塹壕熱リケッチャ、腸管出血性大腸菌</u></p> <p><u>4. 原生動物：単包条虫又は多包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫</u></p> <p><u>5. 毒素：ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、デアセトキシスルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コノトキシン、T-2トキシン、HT-2トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルバムレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン</u></p> <p><u>6. 家畜に病原性を有する生物剤：牛疫ウイルス、牛肺疫菌</u></p>

改正案	現行
	<p>レベル3 (1) 実験室及びそこへの廊下を含めた管理区域の立入り制限、二重ドア又はエアロックにより外部と隔離された実験室を用いる。</p> <p>(2) 壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。</p> <p>(3) 排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。</p> <p>1. ウィルス：黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、ウエストナイル熱、Bウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、ハントウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ニパウイルス（大量※に保持する場合はレベル4）、リッサウイルス</p> <p>2. 細菌：炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチャ、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、野兎病菌、ロッキー山紅斑熱リケッチャ、ブルセラ属菌、日本紅斑熱リケッチャ</p> <p>3. 真菌：コクシジオイデス・イミチス</p>

改正案	現行
	<p>5. 毒 素：赤痢菌毒素</p> <p>6. 家畜に病原性を有する生物剤：口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス</p> <p>※…25cm2 細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。</p> <p>レベル4 (1) 独立した建物として、隔離域とそれを取り囲む、サポート域を設ける。</p> <p>(2) 壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを貫通する部分（吸排気管、電気配線、ガス、水道管等）も気密構造とする。</p> <p>(3) 作業者の出入口には、エアロックとシャワーを設ける。</p> <p>(4) 実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。</p> <p>(5) 実験室への給気は、1層のHEPAフィルタを通す、実験室からの廃棄は2層のHEPAフィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は予備を含めて2組設ける。</p>

改正案	現行
<p>生活関連等施設の安全確保の留意点 <u>(毒薬及び劇薬を取り扱う施設)</u></p> <p style="text-align: right;">平成 <u>27</u> 年 <u>4</u> 月 農林水産省</p>	<p>(6) 実験室とサポート域の間に実験器財の持ち込み及び取り出し用として、両面オートクレーブ及び両面ガス（エチレンオキサイド又はホルマリン）滅菌装置を設ける。</p> <p>(7) 実験室からの排水は 120 °C 加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。</p> <p>(8) 実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。</p> <p>(9) 作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。</p> <p>1. ウィルス：痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、ホワイトポックスウイルス</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>17</u> 年 <u>8</u> 月 農林水産省</p>

改正案	現行
<p>1. 施設の種類</p> <p><u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬の取扱施設</u>（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第8号）</p>	<p>1. 施設の種類</p> <p><u>動物用医薬品の用医薬品の製造所及び動物用医薬品の製造販売の事務所</u>（国民保護法施行令第27条第10号・第28条第8号）</p>
<p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>· <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。</u></li> </ul>	<p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>· <u>薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。</u></li> <li>· <u>取扱品目は多いが、取扱量は少ない。</u></li> </ul>
<p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項 (法令に規定されている事項) <ul style="list-style-type: none"> <li>· 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区</li> </ul> </li> </ul>	<p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項 (法令に規定されている事項) <ul style="list-style-type: none"> <li>· 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区</li> </ul> </li> </ul>

改正案	現行
<p>別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第48条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第48条第2項)</li> </ul> <p>(その他留意すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒薬及び劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬及び劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。</li> <li>・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。</li> <li>・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失及び不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。</li> <li>・ 平素から農林水産省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒態勢の強化に努める</li> </ul>	<p>別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。(薬事法 第48条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。(薬事法 第48条第2項)</li> </ul> <p>(その他留意すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒薬及び劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬及び劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。</li> <li>・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。</li> <li>・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失及び不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。</li> <li>・ 平素から農林水産省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒態勢の強化に努める。</li> </ul>

改正案	現行
<p><u>と。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する<u>こと</u>。</li> <li>・ 武力攻撃災害等を回避するための、<u>毒薬及び劇薬</u>を取り扱う施設の停止、<u>毒薬及び劇薬</u>の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する<u>こと</u>。</li> </ul> <p>○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防、警察及び海上保安部署（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する<u>こと</u>。</li> <li>・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送など対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。</li> <li>・ 可能な限り、盗難・流出等を防ぐための措置を講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。</li> <li>・ 武力攻撃災害等を回避するための、<u>毒劇薬</u>を取り扱う施設の停止、<u>毒劇薬</u>の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。</li> </ul> <p>○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防、警察及び海上保安部署（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。</li> <li>・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送など対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。</li> <li>・ 可能な限り、盗難・流出等を防ぐための措置を講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。</li> </ul>

改正案	現行
<p>○ その他留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒物又は劇物を取り扱う製造所等においては、<u>毒劇物</u>の安全確保の留意点を参考にすること。また、<u>生物剤又は毒素</u>を取り扱う製造所等においては、<u>生物剤又は毒素</u>の安全確保の留意点を参考にすること。</li> <li>・ <u>毒薬及び劇薬</u>の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。</li> <li>・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。</li> </ul>	<p>○ その他留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒物又は劇物を取り扱う製造所等においては、<u>毒劇物</u>の安全確保の留意点を参考にすること。また、<u>毒素又は生物剤</u>を取り扱う製造所等においては、<u>毒素又は生物剤</u>の安全確保の留意点を参考にすること。</li> <li>・ <u>毒劇薬</u>の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。</li> <li>・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。</li> </ul>
<p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p>農林水産省消費・安全局 <u>畜水産安全管理課</u>      電話 <u>03-3502-8701</u>      FAX <u>03-3502-8275</u></p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素を取り扱う施設）</p>	<p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p>農林水産省消費・安全局 <u>衛生管理課</u>      電話 3502-8701      FAX 3502-8275</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素を取り扱う施設）</p>

改正案	現行
<p style="text-align: right;">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 農林水産省</p> <p><b>1. 施設の種類</b></p> <p>細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）</p> <p><b>2. 施設の特性</b></p> <p>(1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）を保有している施設。</p> <p>(2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので <u>農林水産省・林野庁・水産省国民保護計画別紙1</u>に示すものとする。</p>	<p style="text-align: right;">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 農林水産省</p> <p><b>1. 施設の種類</b></p> <p>細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律 <u>（昭和57年法律第61号）</u> 第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 <u>（平成16年政令第275号）</u> 第27条第10号、第28条第10号）</p> <p><b>2. 施設の特性</b></p> <p>(1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する <u>生物剤又は毒素</u>（以下、「生物剤等」という）を保有している施設。</p> <p>(2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので <u>別表</u>に示すものとする。</p>

改正案	現行
<p>3. 安全確保の留意点</p> <p>(1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類            (以下「B S L」という。) 等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること (農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画別紙1に掲げる病原体等のB S L及びB S Lに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。)。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>3. 安全確保の留意点</p> <p>(1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類            (以下「B S L」という。) 等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること (病原体等のB S L及びB S Lに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。)。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p>農林水産省 <u>消費・安全局</u> 消費・安全政策課            電話 03-3502-2319            FAX 03-3597-0329</p>	<p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p>農林水産省消費・安全政策課            電話 03-3502-2319            FAX 03-3597-0329</p> <p style="text-align: right;">(別 表)</p> <p style="text-align: center;"><u>生物剤等リスト及びB S L</u></p> <p><u>生物剤等については、平成16年7月23日付、内閣官房発文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省担当官宛「生物剤等のリストの今後の取扱いについて」による。</u></p>

改正案	現行
	<p><u>これに記載のない生物剤等については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程等を参考にされたい。</u></p> <p><u>レベル1</u>　(1) <u>通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。</u>  <u>(2) 一般外来者の立入りを禁止する必要はない。</u></p> <p><u>1. ウィルス：</u></p> <p><u>2. 細菌：ヒトに重篤な疾患を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を起こす可能性のないもの。</u></p> <p><u>3. 真菌：</u></p> <p><u>4. 原生動物：</u></p> <p><u>5. 毒素：</u></p> <p><u>6. 家畜に病原性を有する生物剤：ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性がなく、伝播の危険性もないもの。</u></p> <p><u>レベル2</u>　(1) <u>通常の微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。</u>  <u>(2) エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学用安全キャビネットの中で行う。</u></p>

改正案	現行
	<p>(3) 実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。</p> <p>1. ウィルス：重症急性呼吸器症候群（SARS）コロナウィルス、デング熱ウィルス、日本脳炎ウィルス、狂犬病ウィルス、サル痘ウィルス、高病原性トリインフルエンザウィルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウィルス、ポリオウィルス、E型肝炎ウィルス、A型肝炎ウィルス、</p> <p>2. 細菌：コレラ菌、赤痢菌、ボツリヌス菌、ジフテリア菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ、塹壕熱リケッチャ、腸管出血性大腸菌</p> <p>4. 原生動物：単包条虫又は多包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫</p> <p>5. 毒素：ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、デアセトキシスルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コノトキシン、T-2</p>

改正案	現行
	<p>トキシン、HT-2 トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルバムレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン</p> <p>6. 家畜に病原性を有する生物剤：牛痘ウイルス、牛肺疫菌</p> <p>レベル3 (1) 実験室及びそこへの廊下を含めた管理区域の立入り制限、二重ドア又はエアロックにより外部と隔離された実験室を用いる。</p> <p>(2) 壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。</p> <p>(3) 排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。</p> <p>1. ウィルス：黄熱ウィルス、チクングニヤウィルス、ウエストナイル熱、Bウィルス、西部ウマ脳炎ウィルス、東部ウマ脳炎ウィルス、ベネズエラウマ脳炎ウィルス、ダニ媒介性脳炎ウィルス、ハントウィルス、リフトバレー熱ウィルス、ニパウイルス（大量※に保持する場合はレベル4）、リッサウィルス</p> <p>2. 細菌：炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA</p>

改正案	現行
	<p><u>菌、発疹チフスリケッチャ、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、野兎病菌、ロッキー山紅斑熱リケッチャ、ブルセラ属菌、日本紅斑熱リケッチャ</u></p> <p><u>3. 真 菌 : コクシジオイデス・イミチス</u></p> <p><u>5. 毒 素 : 赤痢菌毒素</u></p> <p><u>6. 家畜に病原性を有する生物剤 : 口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス</u></p> <p><u>※…25cm2 細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。</u></p> <p><u>レベル4 (1) 独立した建物として、隔離域とそれを取り囲む、サポート域を設ける。</u></p> <p><u>(2) 壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを貫通する部分（吸排気管、電気配線、ガス、水道管等）も気密構造とする。</u></p> <p><u>(3) 作業者の出入口には、エアロックとシャワーを設ける。</u></p> <p><u>(4) 実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ</u></p>

改正案	現行
	<p><u>空気が流出しないようにする。</u></p> <p>(5) <u>実験室への給気は、1層の HEPA フィルタを通す、実験室からの廃棄は2層の HEPA フィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は予備を含めて2組設ける。</u></p> <p>(6) <u>実験室とサポート域の間に実験器財の持ち込み及び取り出し用として、両面オートクレーブ及び両面ガス（エチレンオキサイド又はホルマリン）滅菌装置を設ける。</u></p> <p>(7) <u>実験室からの排水は 120 °C 加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。</u></p> <p>(8) <u>実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。</u></p> <p>(9) <u>作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。</u></p> <p>1. ウイルス：痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、ホワイトポックスウイルス</p>

改正案	現行
<p>生活関連等施設の安全確保の留意点（発電所及び変電所）</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 経済産業省</p> <p>1. 施設の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電所（最大出力5万キロワット以上）</li> <li>・ 変電所（使用電圧10万ボルト以上） (国民保護法施行令第27条第1号)</li> </ul> <p>2・3 (略)</p> <p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p>経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課</p> <p>電話 03-3501-1746</p> <p>FAX 03-3501-3675</p> <p>経済産業省商務流通保安グループ電力安全課</p> <p>電話 03-3501-1742</p> <p>FAX 03-3580-8486</p>	<p>生活関連等施設の安全確保の留意点（発電所及び変電所）</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 経済産業省</p> <p>1. 施設の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電所（最大出力5万キロワット以上）</li> <li>・ 変電所（使用電圧10万ボルト以上） (国民保護法施行令第27条第1号)</li> </ul> <p>2・3 (略)</p> <p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p>経済産業省原子力安全・保安院電力安全課</p> <p>電話 03-3501-1742</p> <p>FAX 03-3580-8486</p>

改正案	現行
<p>生活関連等施設の安全確保の留意点（ガス工作物）</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>27</u> 年 <u>4</u>月 経済産業省</p> <p>1. 施設の種類 ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー（国民保護法施行令第27条第2号）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4. 所管省庁の連絡先 <u>経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課</u> <u>電話 03-3501-1746</u> <u>FAX 03-3501-3675</u></p> <p>経済産業省 <u>商務流通保安グループガス安全室</u> 電話 03-3501-4032 FAX 03-3501-1856</p>	<p>生活関連等施設の安全確保の留意点（ガス工作物）</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>17</u> 年 <u>8</u>月 経済産業省</p> <p>1. 施設の種類 ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー（国民保護法施行令第27条第2号）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4. 所管省庁の連絡先 <u>経済産業省 原子力安全・保安院ガス安全課</u> <u>電話 03-3501-4032</u> <u>FAX 03-3501-1856</u></p>

改正案	現行
<p>生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス製造所）</p> <p style="text-align: center;">平成<u>27</u>年<u>4</u>月 経済産業省</p> <p>1. 施設の種類 高圧ガスの製造所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガスの製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。</li> <li>・ 施設の周囲には、境界<u>柵</u>等を設置して境界線を明示すること。</li> <li>・ 施設内への作業者・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、管理を徹底すること。</li> <li>・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。</li> </ul>	<p>生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス製造所）</p> <p style="text-align: center;">平成<u>17</u>年<u>8</u>月 経済産業省</p> <p>1. 施設の種類 高圧ガスの製造所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガスの製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。</li> <li>・ 施設の周囲には、境界<u>さく</u>等を設置して境界線を明示すること。</li> <li>・ 施設内への作業者・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、管理を徹底すること。</li> <li>・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。</li> </ul>

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可燃性ガス及び毒性ガスの製造を行う大規模施設の設備には、保安上重要な箇所に、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止するための設備を設ける等の措置を講じること。</li> <li>・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。</li> <li>・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可燃性ガス及び毒性ガスの製造を行う大規模施設の設備には、保安上重要な箇所に、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止するための設備を設ける等の措置を講じること。</li> <li>・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。</li> <li>・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。</li> </ul>
4. 所管省庁の連絡先	4. 所管省庁の連絡先
<p>経済産業省 <u>商務流通保安グループ高圧ガス保安室</u>            電話 03-3501-1706            FAX 03-3501-2357</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス貯蔵所）</p> <p style="text-align: center;">平成<u>27</u>年<u>4</u>月 経済産業省</p>	<p>経済産業省 <u>原子力安全・保安院保安課</u>            電話 03-3501-1706            FAX 03-3501-2357</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス貯蔵所）</p> <p style="text-align: center;">平成<u>17</u>年<u>8</u>月 経済産業省</p>
<p>1. 施設の種類</p> <p>高压ガス貯蔵所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）</p>	<p>1. 施設の種類</p> <p>高压ガス貯蔵所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）</p>

改正案	現行
2・3 (略)	2・3 (略)
<p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p>経済産業省 <u>商務流通保安グループ高圧ガス保安室</u>            電話 03-3501-1706            FAX 03-3501-2357</p>	<p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p>経済産業省 <u>原子力安全・保安院保安課</u>            電話 03-3501-1706            FAX 03-3501-2357</p>
<p>生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬庫）</p> <p style="text-align: right;">平成<u>27</u>年<u>4</u>月 経済産業省</p>	<p>生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬庫）</p> <p style="text-align: right;">平成<u>17</u>年<u>8</u>月 経済産業省</p>
<p>1. 施設の種類</p> <p>火薬庫（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号）</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p>経済産業省 <u>商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付</u>            電話 03-3501-<u>1870</u>            FAX 03-3501-<u>6565</u></p>	<p>1. 施設の種類</p> <p>火薬庫（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号）</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p>経済産業省 <u>原子力安全・保安院保安課</u>            電話 03-3501-<u>1706</u>            FAX 03-3501-<u>2357</u></p>

改正案	現行
<p>生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬類製造所）</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 経済産業省</p> <p>1. 施設の種類 火薬類の製造所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4. 所管省庁の連絡先 経済産業省 <u>商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付</u> 電話 03-3501-<u>1870</u> FAX 03-3501-<u>6565</u></p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス取扱所）</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 経済産業省</p>	<p>生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬類製造所）</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 経済産業省</p> <p>1. 施設の種類 火薬類の製造所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4. 所管省庁の連絡先 経済産業省 <u>原子力安全・保安院保安課</u> 電話 03-3501-<u>1706</u> FAX 03-3501-<u>2357</u></p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス取扱所）</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 経済産業省</p>

改正案	現行
<p>1. 施設の種類 高压ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第9号）</p>	<p>1. 施設の種類 高压ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第9号）</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4. 所管省庁の連絡先 <u>経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課</u> <u>電話 03-3501-1746</u> <u>FAX 03-3501-3675</u></p>	<p>4. 所管省庁の連絡先</p>
<p>経済産業省 <u>商務流通保安グループ</u> 電力安全課 電話 03-3501-1742 FAX 03-3580-8486</p>	<p>経済産業省 <u>原子力安全・保安院</u> 電力安全課 電話 03-3501-1742 FAX 03-3580-8486</p>
<p>生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素取扱施設）</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 経済産業省</p>	<p>生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素取扱施設）</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 経済産業省</p>

改正案	現行
<p>1. 施設の種類 生物剤及び毒素取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第10号）</p> <p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険度の高い生物剤及び毒素（<u>経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁国民保護計画別表</u> 参照）を保有している。</li> <li>・ 公的研究機関や企業の研究所等、生物剤及び毒素を用いた研究を実施する機関である。</li> </ul> <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立感染症研究所病原体等安全管理規程における病原体等のレベル分類に準じた安全設備を整備するとともに、同規程に基づいた運営の実施を図ること。</li> <li>・ 安全管理委員会の設置及び生物剤等の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。</li> <li>・ 保有する生物剤等については、施錠された冷蔵庫、冷凍庫等において適切に管理すること。あわせて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把</li> </ul>	<p>1. 施設の種類 生物剤及び毒素取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第10号）</p> <p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険度の高い生物剤及び毒素（<u>別紙1</u> 参照）を保有している。</li> <li>・ 公的研究機関や企業の研究所等、生物剤及び毒素を用いた研究を実施する機関である。</li> </ul> <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立感染症研究所病原体等安全管理規程 (<a href="http://www0.nih.go.jp/niid/Biosafety/kanrikitei/kanrikitei-bunyo.html">http://www0.nih.go.jp/niid/Biosafety/kanrikitei/kanrikitei-bunyo.html</a>)における病原体等のレベル分類に準じた安全設備を整備するとともに、<u>別表2</u>及び<u>同規程</u>に基づいた運営の実施を図ること。</li> <li>・ 安全管理委員会の設置及び生物剤等の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。</li> <li>・ 保有する生物剤等については、施錠された冷蔵庫、冷凍庫等において適切に管理すること。あわせて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把</li> </ul>

改正案	現行
<p>握しておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物剤等の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。</li> <li>・ 生物剤等の廃棄にあたっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活性化すること。</li> <li>・ 紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。</li> <li>・ 防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。</li> <li>・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。</li> <li>・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。</li> </ul>	<p>握しておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物剤等の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。</li> <li>・ 生物剤等の廃棄にあたっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活性化すること。</li> <li>・ 紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。</li> <li>・ 防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。</li> <li>・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。</li> <li>・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。</li> </ul>
<p>4 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>4 (略)</p> <p><u>(別紙1)</u></p> <p><u>国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素</u></p>

改正案	現行
	<p>1 人に対して病原性を有する生物剤及び毒素</p> <p>(1) ウィルス</p> <p><u>痘そうウイルス、重症急性呼吸器症候群（S A R S）</u>  <u>コロナウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、ウエストナイルウイルス、ニパウイルス、Bウイルス、狂犬病ウイルスサル痘ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、ハンタウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ホワイトポックスウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、リッサウイルス</u></p> <p>(2) 細菌（クラミジア、リケッチアを含む。）</p> <p><u>炭疽菌、Q熱菌、コレラ菌、塹壕熱リケッチア、赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、野兎病菌、日本紅斑熱リケッチア、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、ジフテリア菌、腸管出血性大腸菌、オウム病クラ</u></p>

改正案	現行
	<p><u>ミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回 帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レ プトスピラ</u></p> <p>(3) 真菌 <u>コクシジオイデス・イミチス</u></p> <p>(4) 原生動物 <u>単包条虫又は多包条虫、オリエンチアツツガムシ、熱 帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア 原虫又は四日熱マラリア原虫</u></p> <p>(5) 毒素 <u>ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌 毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、赤痢菌毒素、デアセトキ シスシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コ ノトキシン、T—2トキシン、HT—2トキシン、テト ロドトキシン、ビスカムアルバムレクチン、ボルケンシ ン、ミクロシスチン、モデシン</u></p> <p>2 家畜に対して病原性を有する生物剤 <u>牛痘ウイルス、牛肺疫菌、口蹄疫ウイルス、アフリカ 豚コレラウイルス</u></p>

改正案	現行 <u>(別表2)</u>
	<p><u>生物剤等リスト及びB S L</u></p> <p><u>レベル1</u> (1) <u>通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。</u>  <u>(2) 一般外来者の立入りを禁止する必要はない。</u></p> <p>1. ウィルス :</p> <p>2. 細 菌 : <u>ヒトに重篤な疾患を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を起こす可能性のないもの。</u></p> <p>3. 真 菌 :</p> <p>4. 原生動物 :</p> <p>5. 毒素 :</p> <p>6. 家畜に病原性を有する生物剤 : <u>ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性がなく、伝播の危険性もないもの。</u></p> <p><u>レベル2</u> (1) <u>通常の微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。</u>  (2) エアロゾル発生のおそれのある実験は生</p>

改正案	現行
	<p><u>生物学用安全キャビネットの中で行う。</u></p> <p><u>(3) 実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。</u></p> <p><u>1. ウィルス：重症急性呼吸器症候群（SARS）コロナウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、</u></p> <p><u>2. 細菌：コレラ菌、赤痢菌、ボツリヌス菌、ジフテリア菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ、塹壕熱リケッチャ、腸管出血性大腸菌</u></p> <p><u>4. 原生動物：単包条虫又は多包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫</u></p> <p><u>5. 毒素：ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、デアセトキシスルペノール毒素、アフラ</u></p>

改正案	現行
	<p>トキシン、アブリン、コノトキシン、T-2  <u>トキシン、HT-2 トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルバムレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン</u></p> <p>6. 家畜に病原性を有する生物剤：牛疫ウイルス、牛肺疫菌</p> <p>レベル3 (1) 実験室及びそこへの廊下を含めた管理区域の立入り制限、二重ドア又はエアロックにより外部と隔離された実験室を用いる。</p> <p>(2) 壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようとする。</p> <p>(3) 排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。</p> <p>1. ウィルス：黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、ウエストナイル熱、Bウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、ハントウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ニパウイルス（大量※に保持する場合はレベル4）、リッサウイルス</p>

改正案	現行
	<p>2. 細 菌 : 炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA 菌、発疹チフスリケッチャ、鼻疽菌、類鼻 疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱 菌、ペスト菌、野兎病菌、ロッキー山紅斑 熱リケッチャ、ブルセラ属菌、日本紅斑熱 リケッチャ</p> <p>3. 真 菌 : コクシジオイデス・イミチス</p> <p>5. 毒 素 : 赤痢菌毒素</p> <p>6. 家畜に病原性を有する生物剤 : 口蹄疫ウイルス、アフ リカ豚コレラウイルス</p> <p>※…25cm2 細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。</p> <p>レベル4 (1) 独立した建物として、隔離域とそれを取 り囲む、サポート域を設ける。</p> <p>(2) 壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性 のものとし、これらを貫通する部分（吸排 気管、電気配線、ガス、水道管等）も気密 構造とする。</p> <p>(3) 作業者の出入口には、エアロックとシャ ワーを設ける。</p> <p>(4) 実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、 気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔</p>

改正案	現行
	<p><u>離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。</u></p> <p>(5) <u>実験室への給気は、1層の HEPA フィルタを通す、実験室からの廃棄は2層のHEPA フィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は予備を含めて2組設ける。</u></p> <p>(6) <u>実験室とサポート域の間に実験器財の持ち込み及び取り出し用として、両面オートクレーブ及び両面ガス（エチレンオキサイド又はホルマリン）滅菌装置を設ける。</u></p> <p>(7) <u>実験室からの排水は 120 °C加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。</u></p> <p>(8) <u>実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。</u></p> <p>(9) <u>作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。</u></p> <p>1. ウイルス：痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、ホワイトポックスウイルス</p>

改正案	現行
	<p style="text-align: center;"><u>※上記に記載のない生物剤等については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程等を参考にされたい。</u></p>
<p>生活関連等施設の安全確保の留意点（毒性物質取扱所）</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 経済産業省</p>	<p>生活関連等施設の安全確保の留意点（毒性物質取扱所）</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 経済産業省</p>
<p>1. 施設の種類</p> <p>毒性物質取扱所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第11号）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>1. 施設の種類</p> <p>毒性物質取扱所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第11号）</p> <p>2～4 （略）</p>
<p>生活関連等施設の安全確保の留意点（鉄道施設、軌道施設）</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 国土交通省</p>	<p>生活関連等施設の安全確保の留意点（鉄道施設、軌道施設）</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 国土交通省</p>
<p>1. 施設の種類</p> <p>鉄道施設、軌道施設（国民保護法施行令第27条第4</p>	<p>1. 施設の種類</p> <p>鉄道施設、軌道施設（国民保護法施行令第27条第4</p>

改正案	現行
号)	号)
2～4 (略)	2～4 (略)
生活関連等施設の安全確保の留意点（水域施設、係留施設）	生活関連等施設の安全確保の留意点（水域施設、係留施設）
平成 <u>27</u> 年 <u>4</u> 月 国土交通省	平成 <u>17</u> 年 <u>8</u> 月 国土交通省
1. 施設の種類	1. 施設の種類
水域施設、係留施設（国民保護法施行令第27条第7号）	水域施設、係留施設（国民保護法施行令第27条第7号）
2・3 (略)	2・3 (略)
4. 連絡先	4. 連絡先
国土交通省港湾局 <u>海岸・防災課危機管理室</u>	国土交通省港湾局 <u>管理課港湾保安対策室</u>
電話（代表）03-5253-8111 (内線46283)	電話：（代表）03-5253-8111（内線46283） (直通) 03-5253-8070
(直通) 03-5253-8070	FAX : 03-5253- <u>1648</u>
FAX 03-5253- <u>1654</u>	

改正案	現行
<p>生活関連等施設の安全確保の留意点 (滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設)</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>27</u> 年 <u>4</u> 月 国土交通省</p> <p>1. 施設の種類 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設（国民保護法施行令第27条第8号）</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4. 連絡先 国土交通省航空局 (滑走路等、旅客ターミナル施設) <u>安全部安全企画課</u> 電話（代表）03-5253-8111 (内線 <u>48179</u>) (直通) 03-5253-<u>8696</u> FAX 03-<u>3580-5233</u></p>	<p>生活関連等施設の安全確保の留意点 (滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設)</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>17</u> 年 <u>8</u> 月 国土交通省</p> <p>1. 施設の種類 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設（国民保護法施行令第27条第8号）</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4. 連絡先 国土交通省航空局 (滑走路等、旅客ターミナル施設) <u>飛行場部管理課</u> 電話：（代表）03-5253-8111（内線 <u>49120</u>） (直通) 03-5253-<u>8715</u> FAX : 03-<u>5253-1658</u></p>

改正案	現行
<p>(航空保安施設)  <u>交通管制部交通管制企画課</u>      電話（代表）03-5253-8111      （内線51123）      （直通）03-5253-8739      FAX 03-5253-1663</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点（ダム）</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 国土交通省</p> <p>1. 施設の種類      ダム（国民保護法施行令第27条第9号）</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 安全確保の留意点      (共通事項)       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。</li> </ul> </p>	<p>(航空保安施設)  <u>管制保安部保安企画課</u>      電 話：(代表) 03-5253-8111 (内線 51123)      (直通) 03-5253-8739      F A X : 03-5253-1663</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点（ダム）</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 国土交通省</p> <p>1. 施設の種類      ダム（国民保護法施行令第27条第9号）</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 安全確保の留意点      (共通事項)       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。</li> </ul> </p>

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。</li> </ul> <p>(平素からの備え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>市町村等の協力による幅広い情報収集体制の確保</u></li> <li>・ <u>警察署及び消防署と連携した不審物の早期発見・処理、挙動不審者の発見</u></li> <li>・ <u>点検・巡視時における不審物等への特段の注意</u></li> <li>・ <u>ダム管理庁舎及び堤体監査廊等の出入口における施錠及び入退室のチェック体制の強化</u></li> <li>・ <u>危機管理上重要となるダム放流設備等の入念な点検及び監視カメラによる監視の強化</u></li> <li>・ <u>関係機関と連携した水質事故対策実施体制の強化</u></li> <li>・ <u>その他各施設等の特性に応じ</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。</li> </ul> <p>(平素からの備え)</p> <p>①<u>事案発生時の連絡通報体制の確立</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと。</u></li> </ul> <p>②<u>自主警備の強化に関する備え</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>操作室・機械室等への侵入を防止するために鍵の二重化、センサー等の設置を行うこと。</u></li> <li>・ <u>駐車場（出入り口など）については夜間の照明を行うこと。</u></li> <li>・ <u>水源となっているダムについては、定期的に水質の検査を行うこと。</u></li> <li>・ <u>ごみ箱の集約・撤去を行うこと。</u></li> </ul> <p>③<u>施設の管理に関する備え</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>常時管理所にオイルフェンス、吸着マット、水質調査キット等の資機材を備え付けること。</u></li> </ul>

改正案	現行
<p>(武力攻撃事態等における留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>関係機関への緊急情報の連絡</u></li> <li>・<u>関係機関と連携した不審物の処理</u></li> <li>・<u>関係機関への挙動不審者の迅速な通報</u></li> <li>・<u>関係機関への協力要請</u></li> <li>・<u>ダム下流への警報及び緊急的な貯水位の低下の実施</u>  <u>(時間的な余裕がある場合に限る)</u></li> </ul> <p>※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。</p>	<p>(武力攻撃事態等における留意点)</p> <p>①<u>自主警戒の強化、出入口の管理の徹底</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>都道府県警察等との緊密な連絡の下、職員等による巡回警備や監視カメラによる監視体制の強化を行うこと。特に操作室・機械室等については、重点的に巡回警備の実施を行うこと。</u></li> <li>・<u>操作室・機械室への出入り管理に当たっては、施設への出入り口等の限定を行うとともに、施設へ出入りする者の確認を行うこととし、職員以外の出入りは原則禁止とすること。なお、その際、身分確認、携行品の確認を行うこと。</u></li> </ul> <p>②<u>住民等への協力要請</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>ダム周辺の住民等に対する不審者・不審物発見に関する注意喚起・協力要請を行うこと。</u></li> </ul> <p>③<u>その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>武力攻撃事態等が発生した際には、貯水量は必要最小限にすること。</u></li> </ul> <p>※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。</p>

改正案	現行
<p>4. 連絡先</p> <p>国土交通省 <u>水管理・国土保全局</u> 河川環境課 <u>流水管理室</u> ダム管理係</p> <p>電話（代表）03-5253-8111            (内線35494)            (直通) 03-5253-8449</p> <p>FAX 03-5253-1603</p>	<p>4. 連絡先</p> <p>国土交通省 <u>河川局</u> 河川環境課ダム管理係</p> <p>電 話：(代表) 03-5253-8111 (内線 35-494)            (直通) 03-5253-8449</p> <p>F A X : 03-5253-1603</p>
<p>生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>27</u> 年 <u>4</u> 月  <u>原子力規制庁</u></p>	<p>生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p style="text-align: center;">平成 <u>17</u> 年 <u>8</u> 月  <u>文部科学省</u></p>
<p>1. 施設の種類</p> <p>放射性同位元素の許可届出使用事業者等（国民保護法施行令第28条第7項）</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 安全確保の留意点</p> <p>(1) 放射線障害防止法に定める許可使用者（特定許可使用者を除く）</p>	<p>1. 施設の種類</p> <p>放射性同位元素の許可届出使用事業者等（国民保護法施行令第28条第7項）</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 安全確保の留意点</p> <p>(1) 放射線障害防止法に定める許可使用者（特定許可使用者を除く）</p>

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底</li> <li>②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底</li> <li>③管理区域に出入りする場合の管理の徹底</li> <li>④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底</li> <li>⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底</li> <li>⑥事故・トラブル等が発生した場合の <u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認</li> </ul> </li> <li>・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせて措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。</li> <li>・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底</li> <li>②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底</li> <li>③管理区域に出入りする場合の管理の徹底</li> <li>④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底</li> <li>⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底</li> <li>⑥事故・トラブル等が発生した場合の <u>文部科学省</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認</li> </ul> </li> <li>・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせて措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。</li> <li>・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得</li> </ul>

改正案	現行
<p>ない場合を除き対外的に非公開とするなど、情報管理に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平素から <u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。</li> </ul> <p>(2) 放射線障害防止法に定める特定許可使用者及び許可廃棄業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。           <ol style="list-style-type: none"> <li>施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底</li> <li>放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底</li> <li>管理区域に出入りする場合の管理の徹底</li> <li>管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底</li> <li>事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底</li> <li>事故・トラブル等が発生した場合の <u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整</li> </ol> </li> </ul>	<p>ない場合を除き対外的に非公開とするなど、情報管理に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平素から <u>文部科学省</u> 及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。</li> </ul> <p>(2) 放射線障害防止法に定める特定許可使用者及び許可廃棄業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。           <ol style="list-style-type: none"> <li>施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底</li> <li>放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底</li> <li>管理区域に出入りする場合の管理の徹底</li> <li>管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底</li> <li>事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底</li> <li>事故・トラブル等が発生した場合の <u>文部科学省</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整</li> </ol> </li> </ul>

改正案	現行
<p><b>備・確認</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせて措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。</li> <li>・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開としたり、機微情報の漏洩を防止するために情報の取扱ルールを定めるなど、情報管理に留意すること。</li> <li>・ 関係者に対する放射性同位元素等の防護に係る教育・訓練の実施に留意すること。</li> <li>・ 平素から <u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。</li> </ul>	<p><b>備・確認</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせて措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。</li> <li>・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開としたり、機微情報の漏洩を防止するために情報の取扱ルールを定めるなど、情報管理に留意すること。</li> <li>・ 関係者に対する放射性同位元素等の防護に係る教育・訓練の実施に留意すること。</li> <li>・ 平素から <u>文部科学省</u> 及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。</li> </ul>
<p>(3) 放射線障害防止法に定める届出使用者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。</li> </ul>	<p>(3) 放射線障害防止法に定める届出使用者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。</li> </ul>

改正案	現行
<p>①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底</p> <p>②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底</p> <p>③管理区域に出入りする場合の管理の徹底</p> <p>④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底</p> <p>⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底</p> <p>⑥事故・トラブル等が発生した場合の <u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平素から <u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。</li> </ul> <p>(4) 放射線障害防止法に定める表示付認証機器使用者並びに許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者から運搬を委託された者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。</li> </ul>	<p>①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底</p> <p>②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底</p> <p>③管理区域に出入りする場合の管理の徹底</p> <p>④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底</p> <p>⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底</p> <p>⑥事故・トラブル等が発生した場合の <u>文部科学省</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平素から <u>文部科学省</u> 及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。</li> </ul> <p>(4) 放射線障害防止法に定める表示付認証機器使用者並びに許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者から運搬を委託された者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。</li> </ul>

改正案	現行
<p>①事故・トラブル等が発生した場合の <u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認</p>	<p>①事故・トラブル等が発生した場合の <u>文部科学省</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認</p>
<p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p><u>原子力規制庁放射線対策・保障措置課</u></p> <p>電話 03-<u>5114-2155</u></p> <p>FAX 03-<u>5114-2128</u></p>	<p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p><u>文部科学省原子力安全課放射線規制室</u></p> <p>電話：03-<u>6734-4043</u></p> <p>FAX：03-<u>6734-4048</u></p>
<p>生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p style="text-align: right;">平成<u>27</u>年<u>4</u>月 原子力規制庁</p>	<p>生活関連等施設の安全確保の留意点 <u>(原子力施設)</u></p> <p style="text-align: right;">平成<u>17</u>年<u>8</u>月 経済産業省</p>
<p>1. 施設の種類</p> <p>製鍊施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料物質及び核原料物質の使用施設等、事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第5号及び第6号）</p>	<p>1. 施設の種類</p> <p>製鍊施設、加工施設、<u>原子力発電所</u>、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、<u>廃棄物管理施設</u>、<u>廃棄物埋設施設</u>、事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第5号及び第6号）</p>

改正案	現行
<p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核原料物質、核燃料物質、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物を取り扱っている。</li> <li>原子力施設で <u>防護対象</u> 特定核燃料物質を取り扱う場合には、原子炉等規制法（注）において、施設内の核物質の盗取等の不法移転や施設内の重要機器等の妨害破壊行為による放射性物質の外部放出に対する防護のために核物質防護規定を定めることとされ、必要な防護措置（防護区域等の設定、出入管理、監視装置 <u>の設置</u>、見張り人の巡視等）等を講ずべきことが義務付けられている。</li> </ul> <p>(注) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）</p> <p>3. 安全確保の留意点</p> <p>(1) 事業者等及び受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく危険時の措置 <u>等を</u> 遵守するとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所、<u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制を整備・確認すること。</p>	<p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核原料物質、核燃料物質、使用済燃料、使用済燃料から分離された物、これらによって汚染された物を取り扱っている。</li> <li>原子力施設で特定核燃料物質を取り扱う場合には、原子炉等規制法（注）において、施設内の核物質の盗取等の不法移転や施設内の重要機器等の妨害破壊行為による放射性物質の外部放出に対する防護のために核物質防護規定を定めることとされ、必要な防護措置（防護区域の設定、出入管理、監視装置、見張り人の巡視等）等を講ずべきことが義務付けられている。</li> </ul> <p>(注) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）</p> <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者等及び <u>事業者等から運搬を委託された者並びに</u> 受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく危険時の措置、<u>簡易運搬に係る技術上の基準等を</u> 遵守するとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所及び<u>経済産業省</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制を整備・確認すること。</li> </ul>

改正案	現行
<p>(2) 原子炉等規制法に基づく<u>防護対象</u>特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、(1)に加え、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実に行うとともに、特に以下の点について徹底すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①<u>原子力規制庁</u>及び治安当局等の関係機関との<u>平素から</u>の<u>緊密な情報交換</u></li> <li>②武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、<u>原子力規制庁</u>及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認</li> <li>③防護区域等の巡視及び監視の実施</li> <li>④防護区域等への人の出入管理</li> <li>⑤核物質防護設備の点検及び整備</li> <li>⑥特定核燃料物質の管理</li> <li>⑦その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備</li> </ul> <p>(3) 訓練等を通じ、平時から有事へスムーズに対応が移行できることを確認すること。</p> <p>(4) 施設及び設備の監視を徹底すること。</p> <p>(5) 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。</p> <p>(6) 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応につ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子炉等規制法に基づく特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実に行うとともに、特に以下の点について徹底すること。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>①<u>経済産業省</u>及び治安当局等の関係機関との<u>緊密な情報交換</u></li> <li>②武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、<u>経済産業省</u>及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認</li> <li>③防護区域等の巡視及び監視の実施</li> <li>④防護区域等への人の出入り管理</li> <li>⑤核物質防護設備の点検及び整備</li> <li>⑥特定核燃料物質の管理</li> <li>⑦その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練等を通じ、平時から有事へスムーズに対応が移行できることを確認すること。</li> <li>・ 施設及び設備の監視を徹底すること。</li> <li>・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。</li> <li>・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応につ</li> </ul>

改正案	現行
<p>いて、あらかじめ備えておくこと。</p>	<p>いて、あらかじめ備えておくこと。</p>
<p>(7) 事業者等から運搬を委託された者は、<u>危険時の措置、原子炉等規制法に基づく技術上の基準を順守すること</u>。特に、<u>核燃料物質等の盗取や妨害破壊行為を防止する観点から、特に以下の点に留意すること。</u></p> <p>①<u>武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認</u></p>	
<p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p><u>原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課</u>      電話 03-<u>5114-2121</u>      FAX 03-<u>5114-2183</u></p> <p><u>原子力規制庁原子力規制企画課</u>      電話 03-<u>5114-2109</u>      FAX 03-<u>5114-2177</u></p>	<p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p><u>経済産業省原子力安全・保安院原子力防災課</u>      電話 03-<u>3501-1637</u>      FAX 03-<u>3580-8539</u></p>